

平成30年度 鳥取市保育料金額表（2号・3号認定）

児童が属する世帯の階層区分			保育料（月額）					
階 層	定 義		3歳未満児		3歳以上児			
			保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間		
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0円	0円	0円	0円		
B1	A階層を除き、市町村民税が		0円	0円	0円	0円		
B2	ひとり親世帯等 非課税の世帯		6,300円	5,900円	4,800円	4,500円		
C1	市町村民 税所得割 課税額が 次の区分 に該当す る世帯	48,600円未満	ひとり親世帯等	5,750円	5,550円	4,200円	4,000円	
C2		(均等割のみの場合を含む)		13,600円	12,900円	13,200円	12,500円	
D1		a	48,600円以上	ひとり親世帯等	5,750円	5,550円	4,200円	4,000円
			57,700円未満		19,200円	18,200円	18,800円	17,800円
D1		b	57,700円以上	ひとり親世帯等	5,750円	5,550円	4,200円	4,000円
			72,800円未満		19,200円	18,200円	18,800円	17,800円
D2		a	72,800円以上	ひとり親世帯等	7,150円	6,900円	4,900円	4,700円
			77,101円未満		23,800円	22,600円	22,000円	20,900円
D2		b	77,101円以上	97,000円未満	23,800円	22,600円	22,000円	20,900円
			97,000円以上	133,000円未満	28,000円	26,600円	27,000円	25,600円
D3	133,000円以上	169,000円未満	34,000円	32,300円	28,500円	27,000円		
D4	169,000円以上	235,000円未満	40,000円	38,000円	30,000円	28,500円		
D5	235,000円以上	301,000円未満	46,000円	43,700円	31,500円	29,900円		
D6	301,000円以上	397,000円未満	52,000円	49,400円	33,000円	31,300円		
D7	397,000円以上		58,000円	55,100円	34,500円	32,700円		

《留意事項》

児童の年齢は、4月1日付けの年齢で年度内の保育料を決定しますので、年度の途中で誕生日を迎えて年齢が3歳になっても保育料の変更はありません。

《保育料金額表の見方》

- ① この表の「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者と同居している世帯、特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金等の受給者と同居している世帯をいいます。なお、ひとり親世帯等で市町村民税所得割課税額が77,101円未満である世帯の保育料は、第2子以降無料となります。
- ② 市町村民税が非課税の世帯の第2子以降の保育料は無料です。
- ③ 第3子以降の保育料は、市町村民税の額に関わらず無料となります。
- ④ 一世帯から2人以上入所している場合の保育料は、最年長児が全額となり、以下年齢が下がるにしたがって2人目が全額分の1/5（ただし、市町村民税所得割課税額が57,700円未満である世帯は無料）、3人目以降は無料となります。
- ⑤ 保育所入所児童のきょうだい（就学前児童に限る）が幼稚園・認定こども園に在園又は障害児通園施設・小規模保育事業等を利用している場合、きょうだいを保育所入所児童とみなし保育料は④のとおり算定します。
- ⑥ 市町村民税所得割課税額が57,700円未満で児童が2人以上いる世帯は、第1子が保育所等に入所していない場合であっても第2子の保育料は半額となります。

《保育料の算定根拠について》

- ① この表の階層決定のための世帯の定義欄に掲げる税額は、児童と生計を一にしている父母の税額を合算した額です。ただし、児童と同一世帯で生計を一にしている父母以外の扶養義務者が家計の主宰者である場合は、その税額を含めます。
- ② 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄附金控除による控除前の額となります。

《保育料の算定等について》

- ① 保育料算定のための書類の提出がない場合、暫定的にD4階層の保育料で決定し、提出後、当該年度の保育料改定時期に遡って見直しを行います。
- ② 月途中で保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の変更事由が生じた場合は、事由発生月の翌月（事由発生月の前月に変更申請をされた場合は、当該事由発生月）から保育料、支給認定とも変更します。
- ③ 子ども・子育て支援新制度では、保育料の改定時期は9月となり、4月分～8月分の保育料は前年度分市町村民税、9月分～翌年3月分は当年度分市町村民税をもとに算定します。